3　電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（標準処理期間）

第四十条　内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認、登録、認定又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

［一～五　略］

六　令第十七条の五第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

2　［略］

別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］		
銀行代理業者である個人が死亡したとき	［略］	［略］
［略］		

別表第四（第三十四条の六十四の七第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号、名称又は氏名	一　新商号等	法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）
	二　旧商号等	日本における代理人の商号等の変更（電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）
	三　変更年月日	

（標準処理期間）

第四十条　内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

［一～五　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］		
銀行代理業である個人が死亡したとき	［同上］	［同上］
［同上］		

［別表を加える。］

	一　変更前の日本における代理人の商号等	日本における代理人の変更（電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）
	二　変更後の日本における代理人の商号等	一　理由書 二　変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代
	三　変更年月日	